



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月25日(金) 第9912号

目次

ページ

告示

- 知事指定薬物の指定の失効(薬務課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2

公告

- 農業振興地域整備基本方針の変更(農業構造政策課) 3
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 3
- 開発工事の完了(建築課) 3

収用委員会公告

- 収用裁決手続の開始決定 4
- 同 5
- 公示による通知 5
- 同 6

入札公告

- 一般競争入札の実施(心臓血管センター) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第200号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N- { 1- [2-ヒドロキシ-2- (チオフェン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド (通称名 β-Hydroxythiofentanyl) 及びその塩類
- (2) メチル= 2- [1- (4-フルオロプロチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルプタノアート (通称名 4F-MDMB-BICA, 4F-MDMB-BUTICA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和3年6月27日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第201号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年6月25日

群馬県知事 山本 一 太

本宿3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	甘楽郡	下仁田町	本宿	常磐木	甲3704番
2	同	同	同	同	乙3704番
3	同	同	同	同	乙3704番
4	同	同	同	同	甲3719番
5	同	同	同	同	3731番
6	同	同	同	本宿	3755番
7	同	同	同	同	3746番
8	同	同	同	常磐木	3728番

9	同	同	同	同	3720番
10	同	同	同	同	3715番1
11	同	同	西野牧	柏崎	4641番1
12	同	同	同	同	4641番2
13	同	同	同	同	甲4649番2

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県富岡土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、群馬県農業振興地域整備基本方針を令和3年6月16日次のとおり変更した。

令和3年6月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 群馬県農業振興地域整備基本方針の変更概要 昭和45年3月23日に定めた基本方針を次のとおり変更した。
 - (1) 「第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」における「確保すべき令和12年の農用地区域内の農地面積」の目標をおおむね5万4千haと設定した。
 - (2) 地図のデジタル化の推進や新たな施策（スマート農業技術導入による効率化、家畜衛生に係る対策強化等）を追加した。
 - (3) その他の事項については、前回（平成28年6月16日）の変更から5年を経過していることから、現状を踏まえた表現に修正した。
- 2 縦覧場所 群馬県農政部農業構造政策課、各農業事務所農業振興課及び県民センターにおいて縦覧に供する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画用途地域 太田市運動公園地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年6月2日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年6月25日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字赤岩字新田3185-1	邑楽郡千代田町大字赤岩3185-3 岩瀬亮、岩瀬美貴
2	佐波郡玉村町大字飯塚288-3	佐波郡玉村町大字飯塚290番地の5 株式会社徳江工務店 代表取締役 徳江光俊
3	佐波郡玉村町大字飯塚288-1、288-4、289-2	佐波郡玉村町大字飯塚209番地1 徳江秀仁
4	佐波郡玉村町大字上新田字南東耕地153	高崎市上中居町1725番地 レクシオン205号 井田恵子
5	佐波郡玉村町大字樋越90-6	佐波郡玉村町大字上福島1228番地 グリーンコートC202 永井亮多、永井未来
6	みどり市笠懸町鹿3915-1、3916-1、3917-1、3918-1、3920、3921-1、3922-1、3923、3924-1、3211-142、3211-145	高崎市大八木町3000番地2 大和ハウス工業株式会社 群馬支社 支配人 柳澤希世人
7	邑楽郡板倉町大字板倉字亥之子2707-5	埼玉県久喜市南1丁目11番38号 コーポ長谷川202号室 橋本健太郎、橋本雅代

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和3年6月25日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 伊勢崎都市計画道路事業3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県伊勢崎市境東字町並南

地番	地目		地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
112番3	墓地	墓地	19	19.43	12.37

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、土地登記記録表題部所有者 関口一郎又はその相続人	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和3年6月18日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和3年6月25日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 伊勢崎都市計画道路事業3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県伊勢崎市境米岡字新屋敷

地番	地目		地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
332番	墓地	墓地	85	92.03	92.03

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、土地登記記録表題部所有者 須藤熊吉又はその相続人	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和3年6月18日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、群馬県収用委員会事務局（群馬県県土整備部監理課用地対策室）に保管してあり、通知を受けべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年7月16日をもって、その通知があったものとみなされる。

令和3年6月25日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 事件名 伊勢崎都市計画道路事業3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 令和3年6月18日付け群収用委第30064-6号「第1回審理の開催について（通知）」

3 通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
関口一郎(存否不明)	—

(2) 土地の所在及び地番 群馬県伊勢崎市境東字町並南112番3

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、群馬県収用委員会事務局(群馬県県土整備部監理課用地対策室)に保管しており、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年7月16日をもって、その通知があったものとみなされる。

令和3年6月25日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 事件名 伊勢崎都市計画道路事業3・4・69号上矢島米岡線及び3・4・62号境中央通り線に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 令和3年6月18日付け群収用委第30065-6号「第1回審理の開催について(通知)」
- 3 通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
須藤熊吉(存否不明)	—

(2) 土地の所在及び地番 群馬県伊勢崎市境米岡字新屋敷332番

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和3年6月25日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤滋人

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 循環器用X線透視診断装置 一式(メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日(木)
- (4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年7月9日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月30日(金)午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県立心臓血管センター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後のメンテナンス体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品について納入実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3-12 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 高野裕基 電話027-269-7455
- (2) 入札説明書の交付方法 令和3年6月25日(金)から同年7月21日(水)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、

入札参加資格確認結果は、令和3年8月6日(金)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和3年7月30日(金)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「循環器用X線透視診断装置入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年8月11日(水)午前10時 群馬県立心臓血管センター大会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月10日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立心臓血管センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「循環器用X線透視診断装置入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Naito Shigeto, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: X-Ray Angiography System: 1 set (includes a 5-year maintenance warranty in addition to manufacturer's guarantee)

(3) Delivery period: by March 31, 2022

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Cardiovascular Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, June 25, 2021 through Wednesday, July 21, 2021, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Friday, July 30, 2021 at 5:00 p.m.

(7) Time-limit for tender: Wednesday, August 11, 2021 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Tuesday, August 10, 2021 at 5:00 p.m.)

(8) Contact point for the notice: Takano Yuki, Management Office of Gunma Prefectural Cardiovascular Center, 3-12 Kou, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0004, Japan, TEL 027-269-7455 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
